

規制の事後評価書  
(要旨)

平成30年8月  
国家公安委員会・警察庁

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：平成30年4月

### 1 事前評価時の想定との比較

本規制は、指定暴力団において、対立抗争等で殺人等の罪を犯して服役した構成員が出所した場合に賞揚・慰労行為を行う慣行が存在しており、当該慣行が将来の暴力行為を助長する結果となっていることを踏まえ、都道府県公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときには、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができることとしたものである。

指定暴力団員によるこのような賞揚又は慰労行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないことから推計値による検証は困難であるが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為に対する金品等の供与が頻発し、指定暴力団員による暴力行為が助長される事態が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚又は慰労行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制は引き続き必要である。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

事前評価時には、本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生

じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により対立抗争等に係る暴力行為を賞揚又は慰労する行為が抑止され、将来の対立抗争等における暴力行為が抑制されると想定されていた。本規制が導入された平成 20 年から平成 29 年末までの間に、本規制によって禁止された賞揚又は慰労行為に対する防止命令が合計 150 件発せられたほか、当該防止命令違反として 5 人を検挙し、当該賞揚又は慰労行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員による暴力行為に係る賞揚又は慰労により、他の暴力行為がどの程度誘発されたかどうか推計し、さらに、その暴力行為により発生する金銭的損失を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化はしないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された賞揚又は遺漏行為に対して、実際に防止命令が発せられ、指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚又は慰労行為を中止させたことにより、将来の暴力行為の抑止に寄与していると考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：平成30年4月

### 1 事前評価時の想定との比較

本規制は、指定暴力団員の不法行為による被害の回復、指定暴力団の事務所の撤去等を求めて民事上の請求をしようとする者について、将来の報復をおそれて泣き寝入りするケースが少なくなかったことから、指定暴力団員は、威迫、つきまといその他の不安を覚えさせるような方法で、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為による被害を回復するための損害賠償請求等を妨害してはならないこととし、都道府県公安委員会は、指定暴力団員がこれに違反する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法でこれに違反する行為を行うおそれがあると認める場合には当該行為の防止のための命令を発することができるとしたものである。

指定暴力団員によるこのような妨害行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないことから、推計値による検証は困難であるが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による損害賠償請求等の請求人に対する妨害行為が頻発し、請求人が損害賠償請求等を適正に行えない事態が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による損害賠償請求等の請求人に対する妨害行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

事前評価時には、本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により損害賠償請求等に対する妨害行為が抑止され、指定暴力団員の不法行為により被害を受けた者が適切に損害賠償請求等を行うことができると想定された。本規制が導入された平成 20 年から平成 29 年末までの間に、本規制によって禁止された損害賠償請求等の妨害行為に対する防止命令が合計 29 件発せられ、当該妨害行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合における指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の結果として生じる損益を算出する必要があるが、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、金銭価値化はしないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

## 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された損害賠償請求等の妨害行為に対して、実際に防止命令が発せられ、当該妨害行為を中止させたことにより、請求者の適切な請求を確保できたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。

## 規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

規制の名称：暴力的要求行為として規制する行為の追加

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止

担当部局：刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：平成30年4月

### 1 事前評価時の想定との比較

本規制は、指定暴力団が各種事業の許認可、指導監督、公金支給等の権限を有する行政機関に対し、その権限を自己又は第三者の有利となるように行使させるよう要求をする傾向が顕著であったことから、指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して、行政庁に対し法令上の要件に該当しないにもかかわらず、自己又は自己の関係者がした申請について許認可等をするを要求する行為、国、地方公共団体等に対し、当該国、地方公共団体等が行う公共工事の入札について入札参加資格を有する者でないにもかかわらず、自己又は自己の関係者を入札に参加させることを要求する行為等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第9条の暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象としたものである。

指定暴力団員によるこのような要求行為は現在でも行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響は生じていない。

事前評価時に本規制に係るベースラインの設定は行っていないことから、推計値による検証は困難であるが、当該規制が導入されていなかった場合には、指定暴力団員による行政庁等に対する不当要求行為が頻発し、その業務の停滞等が生じたものと考えられる。

前記のとおり、本規制によって禁止された指定暴力団員による行政庁等に対する不当な要求行為は現在も行われているものであり、本規制を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、本規制の必要性は引き続き認められる。

### 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本規制を受けることとなる指定暴力団員に対し金銭的負担や作為義務を課すものでないことから、新たな遵守費用は発生していない。

事前評価時には、本規制により都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生

じないと想定していた。当該命令については、当該命令の対象となる行為の有無及び態様等につき、関係者からの聴取等を行い、所要の決裁を経て発出することとなる。当該命令の発出に要する時間、人員等については、事案ごとに異なるため、当該命令に係る行政費用を金銭価値化して推計することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

事前評価時には、本規制の効果として、罰則を担保とした命令により行政庁等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると想定された。本規制が導入された平成 20 年から平成 29 年末までの間に、本規制によって禁止された不当要求行為に対する中止命令が合計 8 件発せられ、当該不当要求行為を中止させたことにより、事前評価時に想定された効果が発現していると考えられる。

事前評価時には、本規制により想定された効果について、金銭価値化した便益を推計していない。また、便益の金銭価値化を行うためには、本規制が導入されなかった場合に、指定暴力団員が本規制によって禁止された行政庁等に対する不当要求によってどの程度の資金を得るかどうかについて個別の事案を精査して算出する必要があるところ、考慮すべき要素が多岐にわたり、算出に要する手間が膨大であることから、本規制によって得られる効果の金銭価値化はしないこととする。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響については、発生していない。

### 3 考察

本規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用、行政費用ともにほとんど発生しておらず、また、副次的な影響及び波及的な影響も発生していない。

他方、本規制によって禁止された不当要求行為に対して、実際に中止命令が発せられ、当該不当要求行為を中止させたことにより、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができたと考えられる。

便益について金銭価値化することは困難であるが、本規制の導入に伴う費用はほとんど発生していないため、便益が費用を上回っていることから、当該規制を継続することが妥当である。